

松阪市指定管理者審査選定委員会における審査選定結果の報告について

指定管理者の候補者について審査を行った結果、次のとおり選定を行った。
指定管理者は議会の議決を得た後に正式決定となる。

1. 対象施設等

施設名称 松尾地区コミュニティセンター
指定予定期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

2. 審査選定過程

松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づく公募によらない指定管理者の候補者を同4条に基づき、5名の審査選定委員による審査を実施した。

3. 審査選定委員会の開催日

第1回審査選定委員会 令和5年8月1日（火） 申請要項、仕様書、審査選定基準等の審議
第2回審査選定委員会 令和5年10月17日（火） 申請者のプレゼンテーションと審査選定

4. 審査選定方法

審査対象施設は、非公募であることから採点制によらず、選定評価表の評価項目（評価の視点）ごとに可否を判断したうえで、全体として指定管理者としてふさわしいかを審査した。

5. 審査選定結果

指定管理者の候補者 松尾住民自治協議会

各評価項目についての各委員の評価は、指定管理者として「良い」または「適切」との評価であり、「問題がある」との評価はありませんでした。

松尾住民自治協議会は、施設目的に合致した団体であり、適切な管理運営が期待できるものとして、指定管理者の候補者とすることは適当であると判断しました。

※その他意見等

- (1)松尾住民自治協議会として地域の団体、学校、公的機関と連携して、地域を活性化させ、住民が楽しめる事業を行ってきており、指定管理者としてコミュニティセンターを十分運営できるものとする。
- (2)生涯学習の観点から、これまでも住民への学習機会の提供が図られていたが、指定管理後も、変わらず生涯学習が図られる学習機会が準備されており期待できる。
- (3)地域の特性を生かし地域の各団体と更なる連携を図ることで、コミュニティセンターが地域づくりの拠点として機能していくことを期待したい。
- (4)地域の施設として、地域住民への情報提供や施設利用の促進に努めていただきたい。

6. 審査選定委員

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高田短期大学キャリア育成学科 教授	中畑 裕之
副委員長	東海税理士会 松阪支部 税理士	岩尾 絹恵
委員	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会事務局長	三宅 義則
	松阪市社会教育委員	山本 哲司
	松阪市総務部長	池田 肇